平成２３年（フ）第２２４号
岡山県倉敷市安江550番地１　中洲団地８―401
債務者　田村友樹子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１１６号
静岡県富士市中丸539番地の４、前住所静岡県富士市中丸160番地の６
債務者　椎屋　修一
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月22日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第２４号
北海道標津郡中標津町東18条南３丁目１番地
債務者　町居　豊晃
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第３９７号
川崎市高津区下作延３丁目10番２―503号市営住宅、前住所川崎市宮前区神木２丁目10番地３　グランドプラザ201
債務者　伴　　剛志
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４９５号
川崎市川崎区大島上町９番14号　大谷荘201
債務者　大河原いく子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５７号
熊本県八代市日奈久中西町482番地　谷川アパートＢ―２、住民票上の住所熊本県八代市日奈久中西町482番地　Ｃ１
債務者　髙橋あけみ（旧姓桒原）
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月21日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第５４３７号
大阪市東住吉区東田辺１丁目19番12―2010号
債務者　東　　高司
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４５７号
大阪市西淀川区大和田６丁目12番10号　川口ハイツ２―Ｃ号室
債務者　川西　昌隆
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９５８号
東京都多摩市乞田1185番地パレス珈房豆206
債務者　清水　壽男
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月６日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２１１５号
横浜市港北区高田東１丁目２番16号　竹芳ハイツ202
債務者　竹澤　　功
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２２年（フ）第９８号
千葉県木更津市高柳4876番地
破産者　有限会社木更津建鉄
1　決定年月日　平成23年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第８７４７号
東京都渋谷区広尾１丁目３番18号
破産者　ニッセイ電機株式会社
1　決定年月日　平成23年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６８号
静岡県富士市森島551　グランディール３Ａ、住民票上の住所静岡県富士市吉原１丁目15番４号
破産者　渡邊　純一
1　決定年月日　平成23年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１６号
静岡県富士市伝法2422番地の３、前住所静岡県富士市平垣131番地の８
破産者　石川　敏夫
1　決定年月日　平成23年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所富士支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２６号
熊本県荒尾市平山2250番地34、開始決定時の住所福岡県大牟田市大字田隈405番地40
破産者　坂口　幸吉
1　決定年月日　平成23年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第６９３号
名古屋市南区柵下町３丁目28番地
破産者　岩﨑　孝通
1　破産債権の届出期間　平成23年９月９日まで
2　一般調査期日　平成23年10月６日午後２時10分
平成23年８月９日
名古屋地方裁判所民事第２部